

熊本市地域公民館運営費補助実施要綱

制定	昭和50年	9月	1日	教育長決裁
改正	昭和56年	4月	1日	教育長決裁
	平成4年	4月	1日	教育長決裁
	平成4年	9月	1日	教育長決裁
	平成6年	9月	1日	教育長決裁
	平成20年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成22年	4月	1日	市長決裁
	平成22年	5月25日		地域づくり推進課長決裁
	平成22年10月	1日		地域づくり推進課長決裁
	平成23年	4月	1日	市民生活局長決裁
	平成23年	7月	1日	地域づくり推進課長決裁
	平成23年10月	1日		市民生活局長決裁
	平成24年	4月	1日	生涯学習推進課長決裁
	平成29年	4月	1日	地域活動推進課長決裁
	平成31年	2月21日		市長決裁
	令和2年	3月30日		地域活動推進課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域社会における住民の自主的活動の推進と生涯学習の振興を図るため、地域公民館の運営費に対し熊本市補助金等交付規則(昭和43年規則第44号)に基づき熊本市地域公民館運営費補助金(以下「補助金」という。)として一部を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる団体)

第2条 補助の対象となる団体は、地域における自主的活動の場として、活発な活動運営が期待される地域公民館で、地域公民館要綱(平成4年4月1日制定)第5条に規定する届出がなされているものとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならないこととする。

- (1) 予算書(様式第2号)
- (2) 事業計画書(様式第3号)
- (3) 役員名簿等(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条に規定する交付申請書の提出を受け、その内容を審査し、交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は必要な条件を付することができる。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1館につき15万円以内とし、積算については別表に定めるものとする。

(補助金の交付)

第6条 補助金は、補助金概算交付申請書(様式第6号)による申請に基づき概算で交付できるものとする。ただし、次条第1号に掲げる場合は、3月に補助金の額の確定後、交付するものとする。

2 市長は、前項の概算額の交付決定をしたときは、補助金概算交付通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(年度の途中での結成)

第7条

年度の途中で第2条に規定する補助の対象となる団体に該当した場合の当該年度における補助金については、次のとおりとする。

(1) 9月末日までに地域公民館を結成した場合は、年額の2分の1を補助額とする。

(2) 10月以降に地域公民館を結成した場合は、次年度から補助の対象とする。

(年度の途中での解散)

第8条 当該年度の9月末日までに解散された地域公民館については、第2条の規定にかかわらず、補助の対象としない。

(実績報告)

第9条 補助金を受けた者は、補助金実績報告書(様式第8号)に次の書類を添えて、事業終了後市長が指定する期日までに市長に提出しなければならないこととする。

(1) 決算書(様式第9号)

(2) 事業報告書(様式第10号)

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとき又は補助決定額を減額したときは、交付すべき補助金の額を交付決定通知に基づき確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和56年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6年 9月 1日から施行する

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する

別表（第5条関係）

	項目及び内容
積算内訳及び算定基礎	<p>1 均等割 校区公民館：1館につき10万円 町内公民館：1館につき4万5千円</p> <p>2 施設割 1館につき2万円</p> <p>地域公民館要綱第5条第4号「地域公民館現況票」に記載された1館に限る。 維持管理が地域公民館であるもの、又は賃貸契約が結ばれており、公民館活動専用施設であるものとする。 ただし、補助金申請後の施設の設置・解体又は契約締結・契約解除については、次年度からの補助金額変更とする。</p> <p>3 世帯割 町内公民館のみ1世帯につき25円</p> <p>4月1日現在の報告世帯数とする。 ただし、4月2日以降に申請する場合は申請時の報告世帯数とする。</p>
備考	<p>1 補助金交付額に残額が出た場合、これを市に返還するものとする。 ただし、積立準備金等はこの限りではない。</p> <p>2 当補助金は、予備費、交際費、慶弔費、親睦会費、会議や総会等伴う飲食費等に充ててはならないこととする。</p> <p>3 補助金交付額は千円未満切り捨てとする。</p>

補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

申請者 公民館名 公民館
館長住所 熊本市
館長氏名 印

熊本市地域公民館運営費補助実施要項第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 補助事業の名称
- 補助事業の目的
- 補助対象事業費 _____円
- 交付を受けようとする補助金の額

	校区公民館	町内公民館
① 均等割	100,000円	45,000円
② 施設割	円	円
③ 世帯割		世帯数()×25円 = 円
合計額【A】(①+②+③)	円	円
上限額【B】		150,000円
【C】	A Bいずれか少ない額	円
	※第7条に該当した場合の額	円
補助金申請額	円	円
Cの金額を千円未満切り捨てた額		

- 添付書類 予算書、事業計画書、役員名簿等、その他

補助金請求委任兼口座振込依頼書

熊本市長 (宛)

申請者 公民館名
館長住所 熊本市
館長氏名 印

熊本市が交付する 年度地域公民館運営費補助金の請求を熊本市 区総務企画課長に委任します。
また、上記補助金の支払いについては、事務の都合上、下記口座名義人の預金口座へ振込みを依頼します。

金融機関名	店舗	種別	口座番号
		普通	
フリガナ			
口座名義人			

年度 () 公民館会計予算書

(円)

収入の部		
区分 (費目)		金額
公民館費		
助成金	自治会	
	公民館運営費	
	施設設備費	
市補助金等	運営費補助金	
	建設・営繕費補助金	
	借家料補助金	
公民館使用料		
前年度繰越金		
その他	預金利子	
	寄付金	
	バザー収益金	
	雑収入	
合計 (1)		

支出の部			
区分 (費目)		金額	
一般事務費	会議費		
	役員手当		
	消耗品印刷費		
	負担金及び分担金		
補助対象事業費	維持管理費	光熱水費	
		土地建物借上料	
		損害保険料	
		修理費	
		備品購入費	
		建設費等積立金	
		公民館主催・共催事業費	
		研修費 (役員派遣等)	
		その他	
		補助対象事業費計 (2)	
補助対象外事業費	飲食費・交際費・親睦会費		
	慶弔費		
	他団体事業補助等		
	その他		
	予備費		
		補助対象外事業費計 (3)	
合計 (4)		(2) + (3)	

年度 () 公民館月別事業計画書

事業 月	事業内容	実施場所	参加人数 (見込)
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

年度地域公民館役員名簿等

年 月 日

公民館名 _____ 公民館

1 小学校区名 _____ 小学校区

2 対象町内 (地区) _____ 町内 _____ 地区

3 役員名簿

役職名	氏 名	住 所	電 話 番 号
館 長		熊本市	—
副館長		熊本市	—
主 事		熊本市	—
会 計		熊本市	—
		熊本市	—
		熊本市	—
		熊本市	—
		熊本市	—

発第 号
年 月 日

館長住所
申請者 公民館名
館長名

様

熊本市長

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度事業に対する補助金については、熊本市地域
公民館運営費補助実施要綱第4条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称
- 2 補助事業の目的及び対象となる事業
- 3 補助対象事業費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象事業費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。
請求の際には、本書の写しを添付すること。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業に要する予算を変更し、又は補助事業の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日以内に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) 当補助金を、予備費、交際費、慶弔費、親睦会費、会議や総会に伴う飲食費等に充ててはならない。
 - (6) (その他)
- 6 補助条件に違反したとき、不正行為がなされたときその他市長が補助を不相当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付されたものについて返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 (宛)

公民館名 公民館

申請者 館長住所 熊本市

館長氏名 印

年 月 日付け 発第 号で交付決定通知のあった
年度地域公民館運営費補助事業にかかる補助金について、熊本市地域公民館運営費補
助実施要綱第6条の規定により下記のとおり概算交付くださいますようお願いいたします。

記

- 1 補助金概算交付申請額 _____円
- 2 補助金の概算交付申請理由

発第 号

年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補助金概算交付通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度 熊本市地域公民館運営費に係る補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第6条の規定により下記のとおり概算交付する。

記

1 補助金概算交付額

(交付の条件)

補助事業終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 決算書
- (3) (その他)

補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 (宛)

	公民館名	公民館
申請者	館長住所 熊本市	
	館長氏名	印

熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業の名称
2. 補助事業の目的および内容
3. 補助対象事業費 _____円
4. 補助金交付決定額 _____円

添付資料

- (1) 決算書
- (2) 事業報告書
- (3) (その他)

年度 (

) 公民館会計決算書

(円)

収入の部		金額
区分(費目)		金額
公民館費		
助成金 自治会	公民館運営費	
	施設設備費	
市補助金等	運営費補助金	
	建設・営繕費補助金	
	借家料補助金	
公民館使用料		
前年度繰越金		
その他	預金利子	
	寄付金	
	バザー収益金	
	雑収入	
合計 ①		

支出の部		金額
区分(費目)		金額
一般事務費	会議費	
	役員手当	
	消耗品印刷費	
	負担金及び分担金	
維持管理費	光熱水費	
	土地建物借上料	
	損害保険料	
	修理費	
	備品購入費	
	建設費等積立金	
公民館主催・共催事業費		
研修費(役員派遣等)		
その他		
補助対象事業費計②		
補助対象外事業費	飲食費・交際費・親睦会費	
	慶弔費	
	他団体事業補助等	
	その他	
補助対象外事業費計 ③		
合計 ④		②+③

① - ④ 残金

円は翌年度へ繰越

年度 () 公民館月別事業報告書

事業 月	事業内容	実施場所	参加人数
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

発第 号

年 月 日

館長住所

申請者 公民館名

館長名 様

熊本市長

補助金交付確定通知書

年 月 日付け 発第 号で通知した 年度熊本市地域公民館運営費
に対する補助金については、熊本市地域公民館運営費補助実施要綱第10条の規定により確定したので、下記
のとおり通知します。

記

補助金 _____ 円